

目論見書補完書面（公募投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。）

この書面及び目論見書の内容をあらかじめよくお読みください。

当ファンドのお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

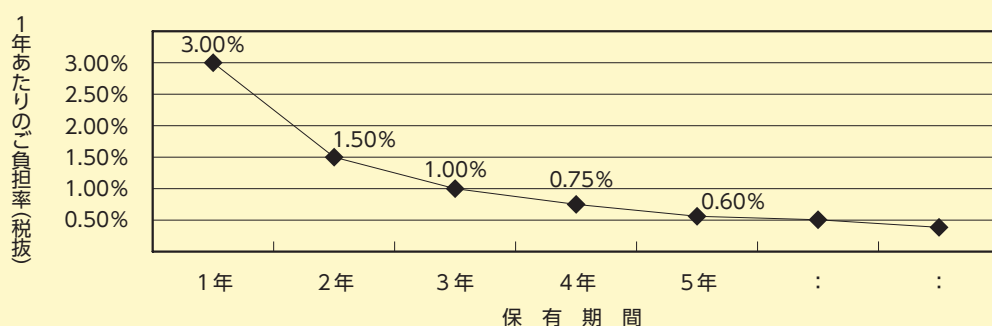
手数料など諸費用及びリスクについて

- ・ 当ファンドの手数料^(注)など諸費用の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・ 購入時手数料は、目論見書に記載された上限料率を上限値としてご負担いただきます。
- ・ なお、手数料など諸費用の合計額及び一部費用の詳細については、保有期間等に応じて異なりますので表示できません。
- ・ 外貨建て外国投資信託の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した適用為替によるものとします。最新のスプレッドは当社HPをご覧ください。
- ・ また、外貨建て外国投資信託へ投資する場合、為替の変動により損失が生じるおそれがあります。リスクの詳細は目論見書をご覧ください。

(注) 購入時手数料は、ご購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率^{*}はしだいに減っていきます。

^{*} 1年あたりのご負担率は、購入時手数料を保有期間に応じて1年あたりの料率に引き直したもので、「購入時手数料÷保有期間」で計算しています。

(例：購入時手数料が3.00%（税抜）の場合）



※投資信託によっては、ご解約時に解約手数料や信託財産留保額をご負担いただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。なお、当ファンドの残存期間については目論見書でご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合、購入時手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。投資信託もしくはお取引形態等によっては、購入時手数料がかからない場合があります。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社はファンドの販売会社として、募集の取扱い及び換金の受付、分配金・償還金のお支払い（分配金再投資を含みます。）等、販売に関する事務等を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りが行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客さまにお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

当ファンドのお取引に係るその他のご留意事項

- ・ ファンドによっては、1日当たりのご購入・ご換金額が制限される場合があります。
- ・ ご換金により受益権の総口数等が一定水準を下回った場合には、早期償還される場合があります。
- ・ ファンド維持等を目的に、当社が自己で当ファンドを保有する場合があります。
- ・ 商品特性上の制約から、組入れ資産の発注が当社1社になる場合があります。

当社の概要（2023年4月30日現在）

当社の商号等：	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2336号
本店所在地：	〒100-8127 東京都千代田区大手町一丁目9番2号
加入協会：	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関：	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金：	405億円
主な事業：	金融商品取引業
設立年月日：	2009年12月1日
連絡先：	お取引のある部店までご連絡ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

お客さま相談室：03-6742-4900（受付時間 平日9:00～17:00）
※ お客さま相談室では、お手続き、ご注文、株価照会、商品内容の詳しいご説明、投資相談はお受けできませんのでご了承ください。

お問合せ窓口

お客さま相談室：0120-583-703（受付時間 平日9:00～17:00）

金融ADR制度のご案内

- 「金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)」とは、お客さまと金融機関との紛争について、裁判手続以外の方法で迅速な解決を目指す制度です。
- 裁判手続に比べ短時間・低コストで、中立・公正な専門家を擁する金融ADR機関(指定紛争解決機関)が、当事者間の話し合いによる解決に努めます。
- 当社における株式や投資信託等の取引に関する苦情・紛争の解決につきましては、金融商品取引法に基づく指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(略称:FINMAC(フィンマック))」をご利用いただくことができます。
- 裁判手続は事実関係の認定や判決等の内容に一定の強制力を有していますが、金融ADR制度は紛争当事者双方の話し合いにより解決を目指す制度のため、お客さまと金融機関の双方の歩み寄りが見られない場合には不調に終わる(和解できない)場合があります。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)

住所:〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

電話番号:0120-64-5005(受付時間 平日:9:00~17:00)

※ FINMACは公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

投資信託の手数料等について

投資信託の購入・保有に際しては、所定の手数料等の費用が必要です。手数料等の費用の対価として、ご提供するサービス・業務内容および提供会社は、以下のとおりです。

	手数料等	お支払い方法等	提供会社	ご提供する主なサービス・業務内容
購入時	購入時手数料	購入代金の中から販売会社へお支払いいただきます。	販売会社	●商品説明・運用相談等 ●販売受付事務 ●投資信託説明書（交付目論見書）・販売用資料の提供 ●取引報告書の作成・交付
保有時	運用管理費用（信託報酬）	ファンドの約款に定められた報酬率で日々計算され、信託財産から差し引かれます。販売会社・委託会社・受託会社様がご提供するサービスや業務内容に応じて、一定の割合で、各社に配分されます。	販売会社	●購入後の情報提供 ●運用報告書等の各種書類の送付 ●口座内でのファンドの管理
			委託会社	●信託財産の運用 ●基準価額の計算 ●開示資料（目論見書・運用報告書）の作成
			受託会社	●信託財産の管理 ●委託会社からの指図の実行

※上記の他、監査費用や有価証券の売買に係る費用等が必要になります。

※一部のファンドでは、換金時に信託財産留保額が必要になります。信託財産留保額は、ファンドの追加設定や解約により、ファンドに組み入れられる有価証券を購入・売却する際の費用について、投資家間の公平性を図るための費用です。販売会社等が受け取るものではなく、信託財産内に留保されます。

購入時手数料は、商品説明の難易度に応じて、目論見書に記載の上限手数料以下の水準で販売会社が決定します。商品説明の難易度は、投資地域・投資手法・リスク・商品の仕組み等を評価項目として、総合的に判断されます。

【商品説明の難易度と主な評価項目】

難易度	低	中	高
投資地域	国内	海外(先進国)	海外(新興国)
難易度	低	中	高
投資手法	インデックス運用	アクティブ運用	
難易度	低	中	高
リスク	小さい	大きい	
難易度	低	中	高
商品の仕組み	易しい	難しい	
購入時手数料	低		高

▲店頭窓口取扱ファンドをインターネットで購入された場合は、購入時手数料を店頭窓口取引比で10%割引します。
※一部のファンドでは、購入時手数料が無料になります。
▲インターネット専用ファンドは、別途、購入時手数料を設定します。

※上記は一般的な例示です。ファンドによっては、当てはまらない場合があります。

運用管理費用（信託報酬）は、投資地域・投資手法・投資対象等を主な評価項目として、委託会社が総合的に判断し決定します。

【運用管理費用（信託報酬）の主な評価項目】

投資地域			投資地域	海外への投資は、現地での調査が必要なため、国内への投資にくらべて運用管理に係る費用が大きくなります。
国内	海外(先進国)	海外(新興国)		
投資手法			投資手法	アクティブ運用は、投資対象を詳細に調査・分析する必要があるため、特定の指数に連動させるインデックス運用にくらべて、運用管理に係る費用が大きくなります。
インデックス運用	アクティブ運用			
投資対象			投資対象	株式への投資は、債券への投資にくらべて調査・分析等の対象となる銘柄数が多いため、運用管理に係る費用が大きくなります。
債券	株式			
運用管理費用（信託報酬）	低	高		

※上記は一般的な例示です。ファンドによっては、当てはまらない場合があります。

以 上